

平成 28 年 11 月 22 日
商 工 中 金

危機対応業務における不適切な手続による貸付について

今般、危機対応業務において不適切な手続による貸付が行われたことが判明しました。このような事態が生じ、お客様及び関係者の皆様にお詫び申し上げます。

記

1. 内容

- ・鹿児島支店の行った危機対応業務について、お客様が危機事象の影響を受けていることを確認する際に、お客様から受領した試算表等を一部の職員が自ら書き換えて対応したことが、商工中金内部で判明しました。
- ・現在、事実関係の確認や原因究明等の調査を進めておりますが、これらの貸付について危機対応業務の要件に合致しない可能性がございます。
- ・このような事態が発覚したことにつき、法令等に基づき監督官庁への届出を行いました。

2. 今後の対応

- ・早急に調査と原因の究明を進め、調査結果を踏まえて、お客様へは誠意をもって対応することとし、再発の防止に適切に取り組んでまいります。
- ・調査の結果については、改めてご報告致します。